

教育委員会 12月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2007年（平成19年）12月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、神奈川県教育委員会に対して県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免に係る内申について、次のとおり臨時に代理する。

2007年（平成19年）12月4日

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 異動計画案

別紙のとおり

2 発令期日

2008年1月1日

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋
(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。